参考資料

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（案）の概要

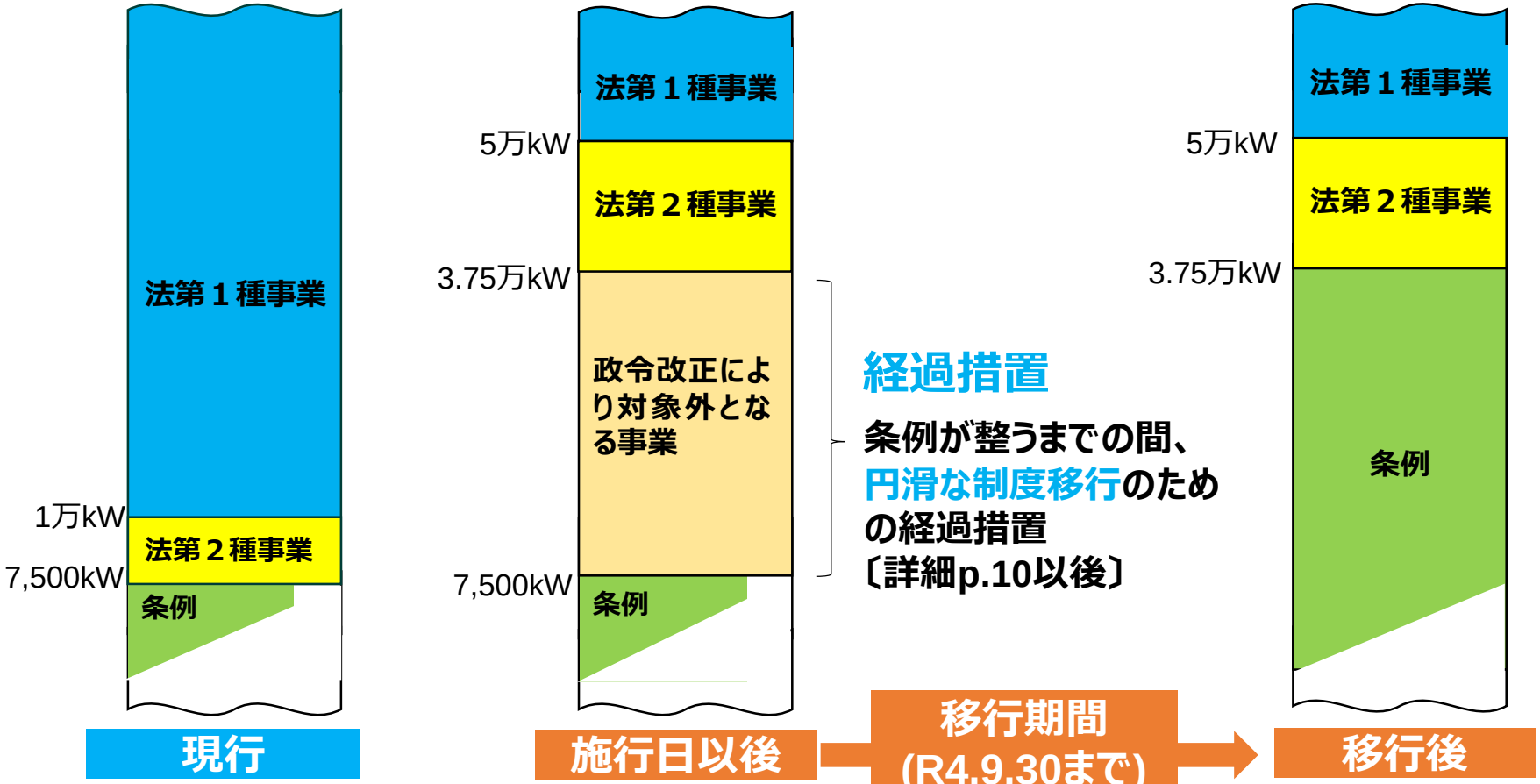
- **環境影響評価法（平成９年法律第81号）の対象となる風力発電所に係る規模要件（具体的な内容を環境影響評価法施行令（平成９年政令346号）に規定。）について、以下のとおり改正する。**

  第一種事業：現行１万kW以上⇒**【５万kW以上】**に改正

  第二種事業：現行 7,500kW以上１万kW未満

  ⇒**【３万7,500kW以上５万kW未満】**に改正

- **施行日：令和３年10月31日。なお、円滑な制度移行のため、所要の経過措置を設ける。**



参考資料

（１）環境影響評価法における風力発電所の取り扱いについて

環境省

- 令和２年10月26日、菅内閣総理大臣より**「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言**。カーボンニュートラル社会の実現のためには**再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入**が非常に大きな鍵。それを円滑に進めていく上で**環境への適正な配慮と地域との対話プロセスは不可欠**であり、環境影響評価制度の重要性は高まっている。
- 環境省・経済産業省が設置した「**再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会**」（令和３年１～３月実施。全４回）で取りまとめられた報告書において、環境影響評価法（以下「法」という。）に基づく風力発電所の第一種事業について、最新の知見に基づき他の法対象事業との公平性の観点を踏まえ検討した結果、現行法下における**適正な規模は5万kW以上**、第二種事業について、現行法下における**適正な規模は3.75万kW以上５万kW未満とされた**。
- この検討会の結論を受け、「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）において、**法の対象となる第一種事業の風力発電所の規模について、「１万kW以上」から「５万kW以上」への引き上げを令和３年10月までに措置すること**とされた。

※令和２年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書（令和３年３月）
（URL： http://assess.env.go.jp/files/0_db/seika/0024_01/houkoku.pdf）

◆検討会委員

阿部　聖哉	（一財）電力中央研究所 上席研究員	関島　恒夫	新潟大学 農学部 教授
荒井　歩	東京農業大学 地域環境科学部 准教授	田中　充	法政大学 社会学部 教授
大塚　直(座長)	早稲田大学 法学部 教授	錦澤　滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 准教授
片谷　教孝	桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授	山本　貢平	（一財）小林理学研究所 理事長
勢一　智子	西南学院大学 法学部 教授		

◆オブザーバー
（一財）日本風力発電協会
（公財）自然エネルギー財団
（公財）日本自然保護協会
（公財）日本野鳥の会
愛知県
北九州市

参考資料

（２）風力発電所に係る環境影響評価の適正な制度及び運用のあり方

環境省

また、検討会においては、風力発電所は規模に関わらず立地場所の特性により環境影響が懸念される場合があることから、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実の観点からの所要の措置を講じることが必要であることとされ、具体的には、制度と運用の両面から検討されるべきとされた。

風力発電所に係る環境影響評価の適正な制度及び運用のあり方

① **継続して検討し迅速に措置するべき事項（制度的対応のあり方）**

- 立地等により規模が大きいものでなくとも大きな環境影響が懸念される事業を適切にふるいにかけてアセスメント手続きを実施していくこと（**より幅広なスクリーニングの導入**）
- 現行法の手続きよりも簡素化された手続きとするなど、環境影響の程度に見合った形のアセスメント手続きを実施していくこと（**簡易かつ効果的なアセスメント手続きの導入**）

② **喫緊の課題として直ちに措置するべき事項（現行制度の運用面のあり方）**

- 地域とのコミュニケーションの促進、事業の信頼性の向上のため、環境影響評価図書の継続的公開の取組を徹底し、その活用の取組を強化する（**環境影響評価図書の継続的公開等**）
- さらなるスコーピング機能の強化により、合理的な環境影響評価を推進する（**スコーピング機能の強化**）
- 環境影響評価の不確実性を補い、環境影響に係る知見を蓄積するため、事後調査の取組を強化し、その活用の取組を推進する（**事後調査の強化とその成果の活用**）
- 環境影響の未然防止のための適切な立地誘導、保全措置に係る取組を推進する（**環境情報の提供とゾーニングの促進**）

これを受けて「規制改革実施計画」（令和３年６月18日閣議決定）において、以下のとおりとされた。

- 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討・結論を得る。
  （令和３年上半期には具体的な検討を開始、令和４年度結論）
- 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントの運用強化について、令和２年度に得た結論を運用に反映する。
  （令和３年度から運用に反映）

参考資料

（３）現行の風力発電所に係る環境影響評価制度について

環境省

- **風力発電所は、平成24年から法対象に追加。**
- **第一種事業:1万kW以上、第二種事業:7,500kW以上１万kW未満。**

法　第二条第二項

この法律において**「第一種事業」とは**、次に掲げる要件を満たしている事業であって、**規模**（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）**が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれ**があるものとして政令で定めるものをいう。

法　第二条第三項

この法律において**「第二種事業」とは、**前項各号に掲げる要件を満たしている事業であって、**第一種事業に準ずる規模**（その**規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上**であるものに限る。）を有するもののうち、**環境影響の程度が著しいものとなるおそれ**があるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

法　施行令　第六条

法第二条第三項の**政令で定める数値は、0.75**とする。

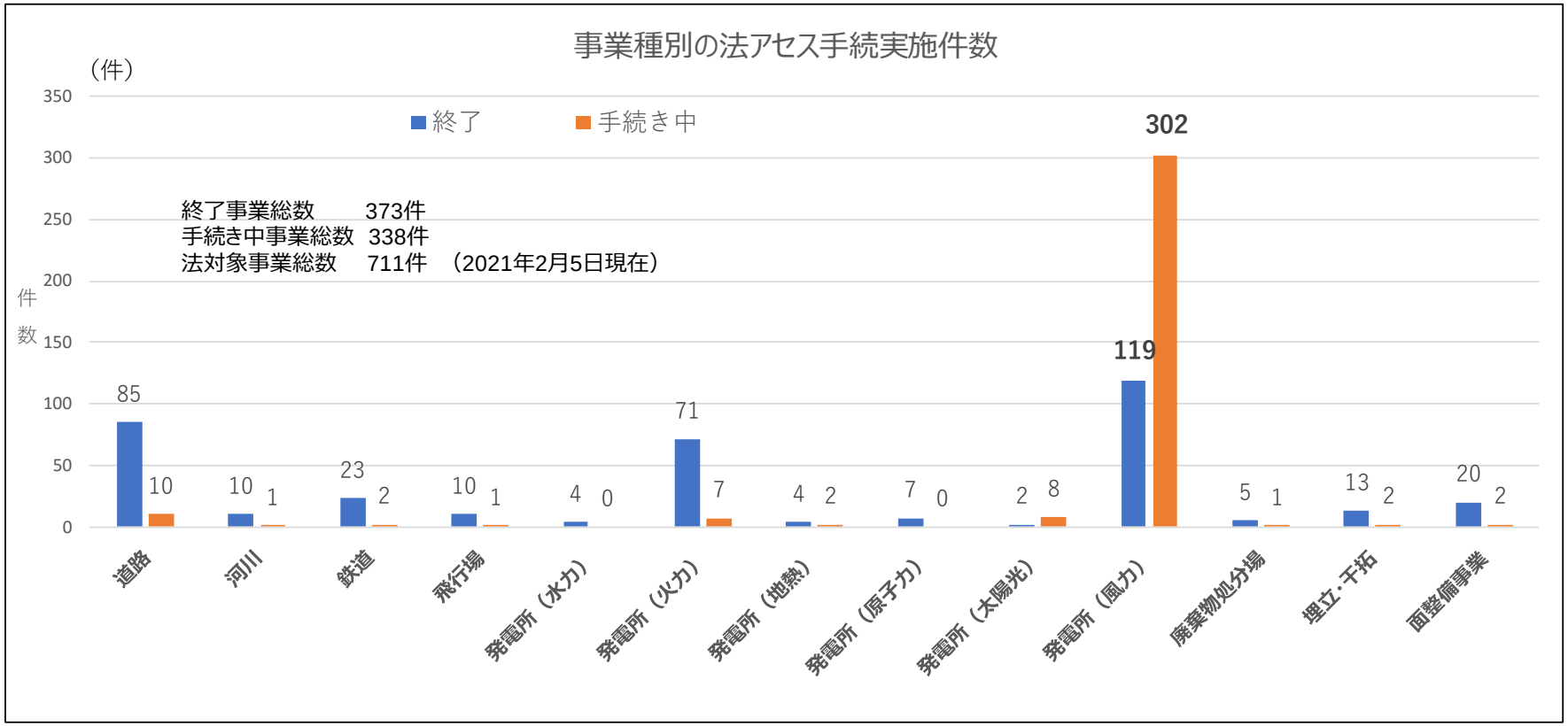
事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件
法第二条第二項第一号ホに掲げる事業の種類	出力が一万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業
	出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業

参考資料

（４）検討会報告書（概要）

- 風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にあった。
- その後、風力発電所に係る法に基づく環境影響評価手続（以下「法アセス手続」という。）の実例は増加してきており、令和３年２月時点において、手続き終了が119件、手続き中が302件。

⇒**従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあることから、法の対象とすべき風力発電所の規模について、最新の知見に基づき、適正な規模を検討。**



※環境影響評価支援ネットワークの環境影響評価事例の条件検索による（2021年2月5日閲覧）
※終了は、環境影響評価書手続き終了（報告書提出を含む）、事業廃止、第2種事業で環境影響評価を行わなかったものを含む

参考資料

（４）検討会報告書（概要）

環境省

- 現行の法においては、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、法アセス手続を義務づける仕組み。今般の風力発電所の規模要件の検討に当たっても、この**「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」の範囲**について、**他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍(ふえん)して設定することが適切**。

（参考）法対象事業全般における「規模が大きく、著しい影響のおそれがある事業」の考え方

- 法対象事業の「規模が大きく、著しい影響のおそれがある事業」の考え方は、いわゆる面的事業、線的事業、点的事業に区分し、土地改変による影響の大きさと、環境負荷の発生・排出の度合いに着目して設定されている。
- 土地区画整理事業や工業団地造成事業、太陽電池発電所等のいわゆる面的事業は、面積100haがメルクマールとして設定されている。
- 面的事業のうち、面開発として土地の形状の変更等による通常想定される影響のほか、事業の特性からとりわけ環境負荷が大きいと想定される埋立て・干拓や廃棄物最終処分場では50ha、30haという数値が設定されている。
- 道路・鉄道等のいわゆる線的事業は、著しい影響の恐れのある範囲を想定（両側50ｍ程度）し、これが100haに相当する長さ10kmを要件としている。
- その他火力発電所等のいわゆる点的事業は、面的規模ではなく環境負荷の発生・排出量等に着目することが適切であることから、施設の能力を基準として設定されている。

参考資料

（４）検討会報告書（概要）

（参考）法に基づく対象事業及びその規模要件

法の対象事業		第一種事業 （必ず法アセス手続を行う事業）	第二種事業（法アセス手続が必要かどうか個別に判断する事業）
1 道路	高速自動車国道	すべて	–
	首都高速道路など	4車線以上のもの	–
	一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
	林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川	ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
	放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道	新幹線鉄道	すべて	–
	鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4 飛行場		滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
	地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
	原子力発電所	すべて	–
	太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW～4万kW
	風力発電所	出力1万kW 以上	出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場		面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓		面積50ha以上	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業、 9 新住宅市街地開発事業、10 工業団地造成事業 11 新都市基盤整備事業 12 流通業務団地造成事業 13 宅地の造成の事業 （住宅・都市基盤整備機構、地域振興整備公団）		面積100ha以上	面積75ha～100ha
○港湾計画		埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

参考資料

（４）検討会報告書（概要）

- 面的事業の100haをメルクマールとしつつ、土地の形状の変更等による通常のいわゆる面開発に伴う影響に加えて、風力発電の事業特性として懸念される発電設備（風車）による環境負荷の度合いを鑑みて、より厳しい面積要件として50haと設定。

- 法アセス手続を実施した事例に基づくデータを踏まえ、**第一種事業の規模要件を５万kW以上、第二種事業の規模要件を3.75万kW以上５万kW未満とすることが適当**。

✓ 風力発電は設備を列状に配置することが多いことから、道路等と同様に線的な事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲の面積を想定。

✓ また、風力発電は、数十メートルのタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいことから、面的事業の100haより厳しい要件を設定している埋立・干拓と同様に50haに相当する出力規模とする。

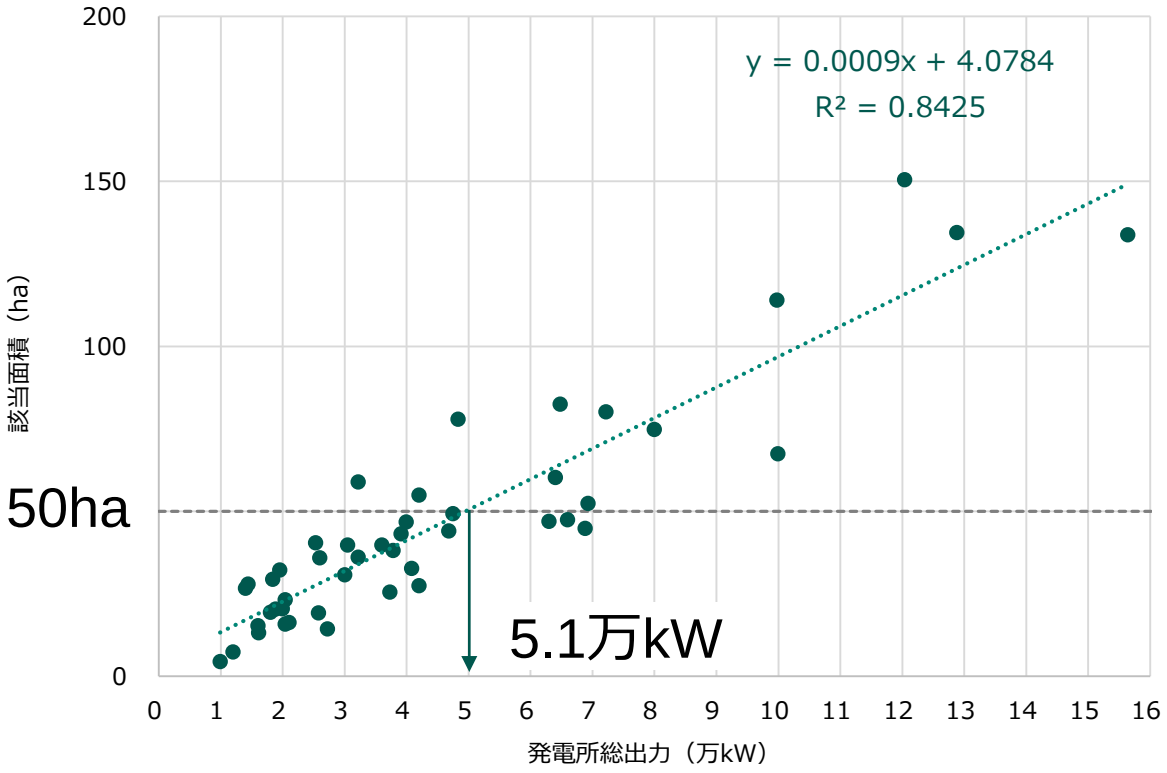
✓ 平成24年以降に評価書手続が終了した46事例について上記の考え方で線的な事業とみなした面積を分析すると、50ha相当はおよそ5万kW相当。（次ページ参照）

参考資料

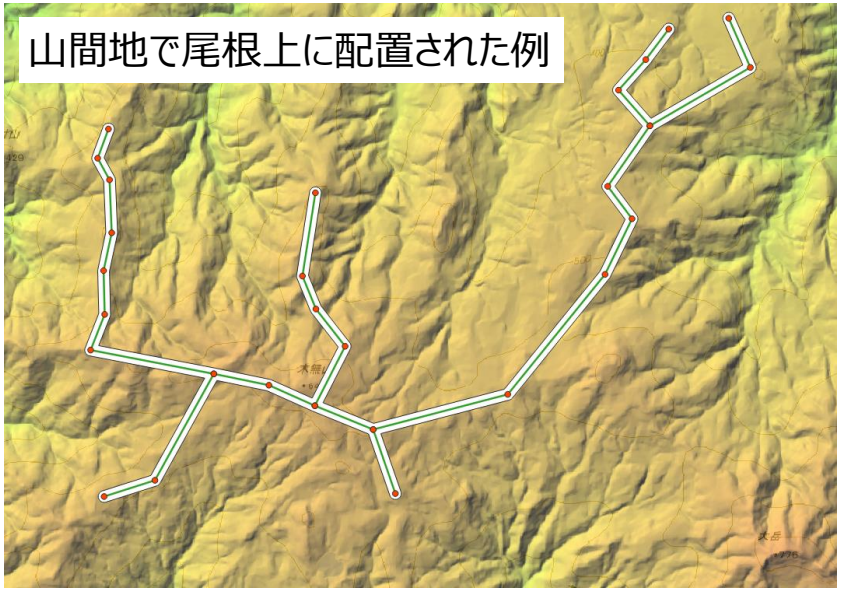
（４）検討会報告書（概要）

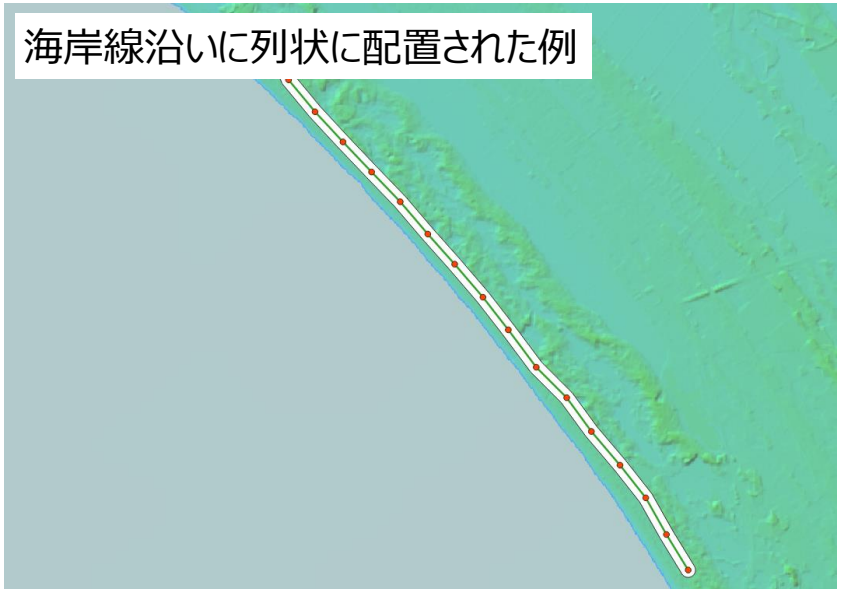
線的事業とみなした面積※と風力発電所の総出力の関係

※列状に配置された各設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲



※平成24年以降に評価書手続が終了した46事例（経過措置事業は除く）の風車配置に基づき作成





参考資料

（５）経過措置の趣旨

- 我が国の環境影響評価制度においては、**法と、地域の特性を踏まえて定められた環境影響評価条例（以下「条例」という。）とが一体となり、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきた経緯がある。**
- **風力発電の環境影響の程度は規模に相関する傾向もあるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいため、**本政令案の施行により法アセス手続が不要となる風力発電事業についても、**立地により環境影響が懸念される場合がある。**
- このため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、**都道府県及び法の政令市においては法の対象外となる規模の事業（7,500kW以上3.75万kW未満）について、 地域の実情に応じて、条例により適切に手当をしていくことが重要であると考えられる。**

条例が整備されるまでの間、経過措置を講じない場合に起こりうる課題

（地域における課題）→ **地域の環境保全上の支障のおそれ・・・・p.11 2-①参照**

地域において環境保全上の問題（騒音やシャドーフリッカー、バードストライク、景観の阻害等）のおそれがある事業が、法アセス手続も条例に基づく環境影響評価手続（以下「条例アセス手続」という。）もなしに実施されることとなる。

（事業者における課題）→ **事業者の手戻りリスク・・・・・・・・・・・・・・・p.11 1、2-②参照**

下記の場合において、条例アセス手続を最初から実施する必要がある。

1. 施行日前に、法アセス手続が途中まで進んでいる場合。
2. 施行日後に、法アセス手続がないものとして事業計画や事業の準備等に着手している場合。

このような課題を解決するため所要の経過措置を講じる必要がある。

参考資料

（６）経過措置の内容

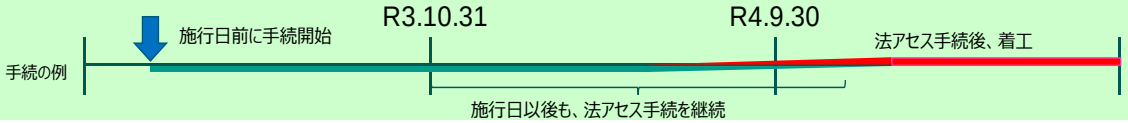
1　施行日前に**法アセス手続を開始済み**事業の取扱い

・・・法アセス手続開始　・・・法アセス手続期間（配慮書～評価書の公表）　・・・着工しようとする期間

⇒従前のとおり環境影響評価法を適用し、継続して法アセス手続を行う。

∵事業者の手戻りリスク防止

法アセス手続が途中まで進んでいるにもかかわらず、条例アセス手続を最初からやり直す手戻りが生じることを防止。



2　施行日前に**法アセス手続を開始していない**事業の取扱い

条例による適切な手当が講じられるまでの間、本改正**公布日から約１年間（令和４年９月30日までの間）を移行期間とし、経過措置を講じる。**

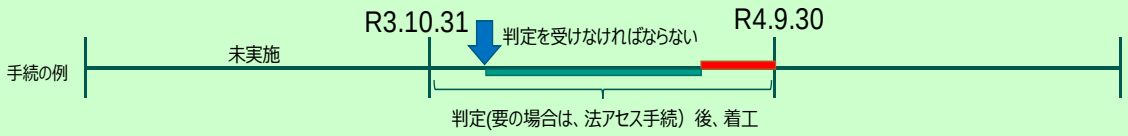
①　**移行期間中（R4.9.30まで）**に着工しようとする事業の取扱い

⇒法アセス手続の要否に係る経済産業大臣による判定を受けなければならない。（義務）

（経済産業大臣は、都道府県知事の意見を踏まえ、法アセス手続の要否を判定）なお、判定を受けずに、法アセス手続を開始することも可能。

∵　地域の環境保全上の支障のおそれを防止

自治体の条例整備の猶予期間(移行期間）中に着工する場合は、地域の環境影響の度合に応じて法アセス要否を判定することにより、環境保全を確保し、地域トラブルを防止。



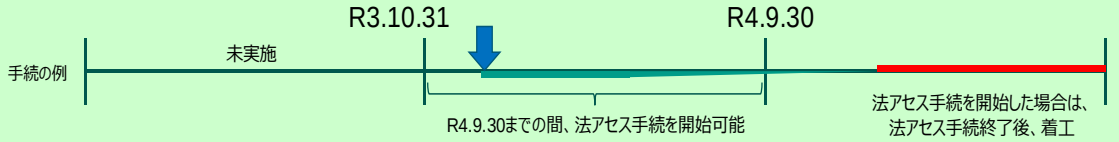
②　**移行期間後（R4.10.1以後）**に着工しようとする事業の取扱い

⇒法アセス手続の要否に係る経済産業大臣による判定を受けることが可能。（任意）

（経済産業大臣は、都道府県知事の意見を踏まえ、法アセス手続の要否を判定）　なお、判定を受けずに、法アセス手続を開始することも可能。

∵　事業者の手戻りリスク防止

条例が施行日後に新たに整備される場合、法及び条例アセス手続がないものとして事業計画や事業の準備等を行っていた事業者が、手続を最初から実施する手戻りが生じることを防止。



注）・既に条例が整備されている場合は、法又は条例アセス手続を選択可能
・条例が整備されていない場合においても、条例整備を待ち、条例アセス手続を選択可能

※環境影響評価手続のうち、環境影響評価法に基づくものを「法アセス手続」、条例に基づくものを「条例アセス手続」とする。

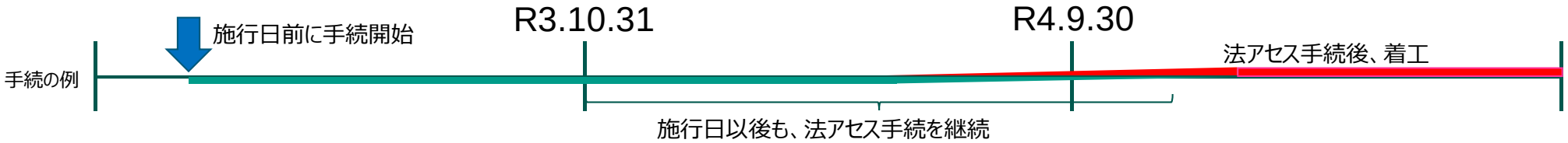
参考資料

（６）１　施行日前に法アセス手続を開始済み事業

経過措置の概要・趣旨

＜課題＞
施行日前に、法アセス手続が途中まで進んでいるにもかかわらず、新たに条例対象となる場合には、条例アセス手続を最初からやり直す必要が生じ、事業計画の手戻りが生じる。

＜対応＞
施行日の前に**既に法アセス手続を開始済み事業については、継続して当該手続を改正前の法令に基づいて実施**するものとする。



対象となる事業

・7,500kW以上5万kW未満

・施行の前に、配慮書の公表、第二種事業に係る判定手続等により、法アセス手続を始めていた場合。

経過措置の内容

・施行日以後も、引き続き、改正前の法アセス手続を適用する。

※　現在、法に基づき手続中の風力発電事業は302件あり、うち５万kW未満の風力発電事業は111件ある。これらの中には、環境大臣等から環境影響等に重大な懸念が示されている事業もあり、これらの事業の取扱いについては、法による手続として開始された案件は、手続終了まで法に基づいて実施すべきではないかという意見が強くあった。
（「令和２年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」抜粋）

参考資料

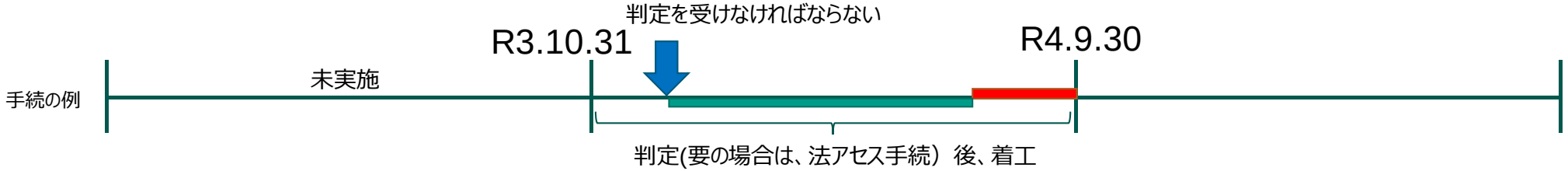
（６）２－①　施行日前に法アセス手続を開始していない事業であって、移行期間中（R4.9.30まで）に着工しようとする事業

環境省

経過措置の概要・趣旨

＜課題＞
本政令案の施行日から１年以内に着工しようとする事業（改正令施行により法の対象事業ではなくなる事業に限る。）については、地域の実情に応じた適切な条例の手当が整備される前に着工することになり、地域における環境保全上の支障が生じることが懸念。

＜対応＞
これらの事業は、**法アセス手続の要否の判定を受けなければならない（義務）**こととする。
なお、判定を受けずに、法アセス手続を開始することも可能とする。



対象となる事業

・7,500kW以上3.75万kW未満

・施行日前に法アセス手続を開始しておらず、条例整備の移行期間中（令和４年９月30日まで）に着工しようとする事業

経過措置の内容

①　所定の事項を記載した書面を経済産業大臣に届け出なければならない。
②　経済産業大臣は、都道府県知事の意見を踏まえ、法アセス手続の要否を判定。
※判定を受けずに、経済産業大臣に通知し、法アセス手続を開始することも可能。

本判定により、法アセス手続を要する判定結果となった場合（及び※の通知を行った者）は、法の対象事業とみなされ、法に基づいて、方法書以降の手続を行うこととなる。

参考資料

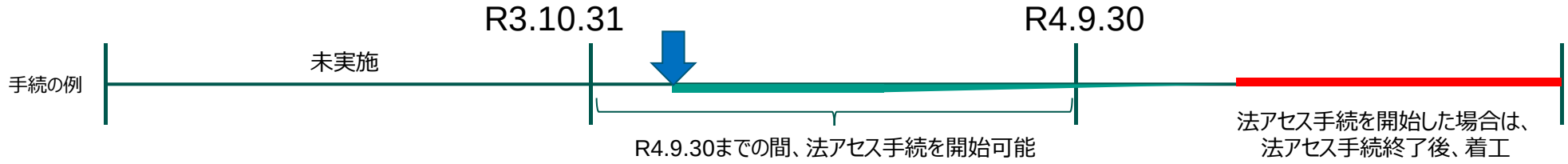
（６）２－② 施行日前に法アセス手続を開始していない事業であって、移行期間後（R4.10.1以後）に着工しようとする事業

環境省

経過措置の概要・趣旨

＜課題＞
施行日後に、法対象外となる事業について、条例アセス手続がないものとして事業準備を進めている場合において、新たに条例の対象となった時点において、条例アセス手続を開始する必要が生じ、事業計画の手戻りが生じる。

＜対応＞
法アセス手続の要否の判定を受けることができる（任意）ものとする。
なお、判定を受けずに、法アセス手続を開始することも可能とする。



対象となる事業

・7,500kW以上3.75万kW未満
・施行日前に法アセス手続を開始しておらず、条例整備の移行期間後（令和４年10月1日以後）に着工しようとする事業

経過措置の内容

① 所定の事項を記載した書面を経済産業大臣に届け出ることができる。
② 経済産業大臣は、都道府県知事の意見を踏まえ、法アセス手続の要否を判定。
※判定を受けずに、経済産業大臣に通知し、法アセス手続を開始することも可能。

本判定により、法アセス手続を要する判定結果となった場合（及び※の通知を行った者）は、法の対象事業とみなされ、法に基づいて、方法書以降の手続を行うこととなる。

- 既に条例が整備されている場合は、法又は条例アセス手続を選択可能。
- 条例が整備されていない場合においても、条例整備を待ち、条例アセス手続を選択することも可能。

参考資料

（５）経過措置の内容について

環境影響評価手続の開始時期	事業の実施時期	経過措置における風力発電所に係る環境影響評価手続の取扱い
施行前	施行前	法アセス手続を実施
	移行期間中	法アセス手続を継続
	移行期間後	法アセス手続を継続
移行期間中	移行期間中	関係都道府県知事の意見を踏まえ、法アセス手続の要否を経済産業大臣が判定（義務） →法アセス手続が必要と判断される場合は、対象事業とみなして環境影響評価法及び電気事業法を適用
	移行期間後	関係都道府県知事の意見を踏まえ、法アセス手続の要否を経済産業大臣が判定（任意） →法アセス手続が必要と判断される場合は、対象事業とみなして環境影響評価法及び電気事業法を適用
移行期間後	移行期間後	法に基づく規制なし（条例アセス手続）

※水色の箇所は、本経過措置の対象。灰色着色個所は、本経過措置の対象外。